

議案第178号

大阪市立いきいきエイジングセンター条例を廃止する条例案

大阪市立いきいきエイジングセンター条例（平成15年大阪市条例第18号）は、廃止する。

附 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前の期間に係る大阪市立いきいきエイジングセンターの使用料については、なお従前の例による。

平成25年3月1日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

いきいきエイジングセンターを廃止するため、条例を廃止する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 考)

大阪市立いきいきエイジングセンター条例

(設 置)

第1条 大阪市立いきいきエイジングセンター（以下「センター」という。）を大阪市北区菅原町に設置する。

(目 的)

第2条 センターは、高齢者の生きがいくりに関する各種の講座等を開催し、高齢者の生きがいくりの機会の提供等を行うことにより、高齢者の生きがいくりを総合的に支援し、もって高齢者の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 センターは、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 各種講座、講演会等の開催その他高齢者の生きがいくりの機会の提供
- (2) 高齢者の生きがいくりに関する情報の収集及び提供
- (3) 高齢者の生きがいくりに関する相談
- (4) 高齢者の生きがいくりに関する調査及び研究
- (5) 関係機関及び関係団体等との連携協力体制の整備
- (6) その他市長が必要と認める事業

(休館日)

第4条 センターの休館日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日（9月15日が日曜日に当たる場合には、その日を除く。）
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（同法第2条に規定する敬老の日を除く。）
- (3) 12月28日から翌年1月4日まで

2 前項の規定にかかわらず、第15条の規定によりセンターの管理を行うもの（以下「指定管理者」という。）は、センターの設備の補修、点検若しくは整備、天災その他やむを得ない事由があるとき又はセンターの効用を発揮するため必要があるときは、あらかじめ市長の承認を得て、同項の規定による休館日を変更し、又は臨時の休館日を定めることができる。

3 市長は、前項の承認を行ったときは、速やかに当該承認を行った内容を公告するものとする。

(供用時間)

第5条 センターの供用時間は、午前9時から午後9時まで（土曜日にあつては、午前9時から

午後5時まで)とする。

- 2 前条第2項及び第3項の規定は、センターの供用時間について準用する。この場合において、同条第2項中「前項」とあるのは「第5条第1項」と、「休館日を変更し、又は臨時の休館日を定める」とあるのは「供用時間を変更する」と、同条第3項中「前項」とあるのは「第5条第2項の規定により読み替えられた第4条第2項」と読み替えるものとする。

(受講又は使用の許可)

第6条 センターにおいて指定管理者の開催する講座を受講しようとする者又はセンターの施設(以下「施設」という。)を使用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

(受講又は使用の許可の制限)

第7条 次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者は、講座の受講又は施設の使用を許可してはならない。

- (1) 公安又は風俗を害するおそれがあるとき
- (2) 建物又は附属設備を損傷するおそれがあるとき
- (3) 管理上支障があるとき
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の利益になるとき
- (5) その他不相当と認めるとき

(受講又は使用の許可の取消し等)

第8条 次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者は、講座の受講若しくは施設の使用の許可を取り消し、その受講若しくは使用を制限し、若しくは停止し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により第6条の許可を受けたとき
- (2) 前条各号に定める事由が発生したとき
- (3) この条例に違反し、又はこの条例に基づく指示に従わないとき

(意見の聴取)

第8条の2 指定管理者は、必要があると認めるときは、第7条第4号に該当する事由の有無について、大阪府警察本部長の意見を聴くよう市長に求めるものとする。

- 2 市長は、前項の規定による求めがあったときは、第7条第4号に該当する事由の有無について、大阪府警察本部長の意見を聴くことができる。

(入館の制限)

第9条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を断り、又は退館させることができる。

- (1) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる行為をするおそれがある者
- (2) 建物又は附属設備を損傷するおそれがある者
- (3) 他人に危害を及ぼし、若しくは他人に迷惑となる物品又は動物を携行する者
- (4) 管理上必要な指示に従わない者
- (5) その他管理上支障があると認める者

(使用料)

第10条 施設の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に掲げる金額の範囲内で市長が定める額の使用料を納付しなければならない。

- 2 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日における使用料は、前項の規定による金額の2割増しとする。
- 3 使用者が、入場料その他これに類する料金を徴収する場合における使用料は、前2項の規定による金額の5割増しとする。

(附属設備の使用)

第11条 使用者は、市長が定める使用料を納付して附属設備を使用することができる。

(使用料の納付の時期)

第12条 使用料は、前納しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、後納することができる。

(使用料の減免)

第13条 市長は、公益上の必要その他特別の事由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(使用料の還付)

第14条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することがある。

(管理の代行)

第15条 センターの管理については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体（以下「法人等」という。）であって市長が指定するものに行わせる。

(指定申請の公告)

第16条 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を公告する

ものとする。

- (1) センターの名称及び所在地
- (2) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
- (3) 指定管理者の指定を行おうとする期間
- (4) 指定管理者の指定の申請（以下「指定申請」という。）をする法人等に必要な資格
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める事項

（指定申請）

第17条 指定管理者の指定を受けようとする法人等は、市長の定めるところにより、センターの管理に関する事業計画書その他市長が定める書類を添付した指定管理者指定申請書を市長に提出しなければならない。

（欠格条項）

第18条 次の各号のいずれかに該当する法人等は、指定管理者の指定を受けることができない。

- (1) 破産者で復権を得ないもの
- (2) 法第244条の2第11項の規定により本市又は他の地方公共団体から指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しないもの
- (3) その役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの
 - ア 第1号に該当する者
 - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - ウ 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者

（指定管理予定者の選定）

第19条 市長は、第17条の規定により指定申請の内容を次に掲げる基準に照らして総合的に考慮し、最も適当であると認められる内容の指定申請をした法人等を、指定管理者の指定を受けるべきもの（以下「指定管理予定者」という。）として選定するものとする。

- (1) 住民の平等な利用が確保されること
- (2) 第2条の目的に照らしセンターの効用を最大限に発揮するとともに、センターの管理経費の縮減が図られるものであること
- (3) センターの管理の業務を安定的に行うために必要な経理的基礎及び技術的能力を有すること
- (4) 前3号に掲げるもののほか、センターの適正な管理に支障を及ぼすおそれがないこと

(指定管理者の指定等の公告)

第20条 市長は、前条の規定により選定した指定管理予定者を指定管理者に指定したときは、その旨を公告するものとする。法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又はセンターの管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときも、同様とする。

(業務の範囲)

第21条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 第3条各号に掲げる事業の実施に関する事
- (2) 建物及び附属設備の維持保全に関する事
- (3) その他センターの管理に関する事

(施行の細目)

第22条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例の施行期日は、市長が定める。

別表 (第10条関係)

区 分	使 用 料
講 堂	1室1日につき 37,200円
研 修 室	1室1日につき 11,400円
調 理 実 習 室	1室1日につき 11,400円
アトリエ兼工作室	1室1日につき 8,400円
和 室	1室1日につき 5,600円
プ ー ル	1日につき 63,900円